

2025年10月

企業会計基準適用指針公開草案第93号

期中財務諸表に関する会計基準の適用指針  
(案)

企業会計基準適用指針公開草案第93号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（2025年10月16日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p><b>企業会計基準適用指針第34号</b> <b>期中財務諸表に関する会計基準の適用指針</b></p> <p style="text-align: right;">2025年10月16日 <u>改正 20XX年XX月XX日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準適用指針第34号</b> <b>期中財務諸表に関する会計基準の適用指針</b></p> <p style="text-align: right;">2025年10月16日 企業会計基準委員会</p>
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>期中財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b> <b>債権</b> <b>（信用減損していない債権等の予想信用損失の算定における簡便的な会計処理）</b></p> <p>3. 期中会計期間末における<u>信用減損していない債権、満期保有目的の債券、金融保証契約、及び当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約（以下「貸出コミットメント等」という。）</u>（以下、<u>債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等を合わせて「債権等」という。</u>）に対する<u>予想信用損失</u>は、次のように算定することができる。</p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>期中財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b> <b>債権</b> <b>（一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理）</b></p> <p>3. 期中会計期間末における<u>一般債権に対する貸倒見積高</u>は、次のように算定することができる。</p>

公開草案	現行
<p>(1) <u>前年度末から状況が著しく変動していないと考えられる場合には、期中会計期間末において、前年度末の決算において使用した仮定等を使用することができる。</u></p> <p>(2) <u>前年度末から状況に著しい変動があり仮定等の見直しを行った場合、その後の期中会計期間末において、当該見直し後の状況が著しく変動していないと考えられるときは、当該見直し後の仮定等を使用することができる。</u></p>	<p>(1) <u>一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、期中会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。</u></p> <p>(2) <u>期中において前年度の貸倒実績率等から著しい変動があり見直しを行った場合に、当該見直しを行った後の期中会計期間末において見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときは、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。</u></p>
<p><b>有価証券</b> <b>(有価証券の減損処理)</b></p> <p>4. 期中会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れについては、期中洗替え法による。</p> <p>ただし、<u>2025年に公表された本適用指針(以下「2025年適用指針」という。)</u>の適用前に企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「企業会計基準適用指針第32号」という。)</p> <p>又は企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「企業会計基準適用指針第14号」という。)</p> <p>に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができる。この場合には、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に本適用指針に基づき期中切放し法を適用しているとき</p>	<p><b>有価証券</b> <b>(有価証券の減損処理)</b></p> <p>4. 期中会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れについては、期中洗替え法による。</p> <p>ただし、本適用指針の適用前に企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「企業会計基準適用指針第32号」という。)</p> <p>又は企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「企業会計基準適用指針第14号」という。)</p> <p>に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができる。この場合に、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に本適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、減損処理後の帳簿価額を取得原価として当期中会計</p>

公開草案	現行
<p>は、減損処理後の帳簿価額を取得原価として当期中会計期間末に期中切放し法を適用する。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>	<p>期間末に期中切放し法を適用する。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>
<p><b>棚卸資産</b> <b>(棚卸資産の簿価切下げに係る方法)</b></p> <p>7. 期中会計期間末における棚卸資産の簿価切下げについては、期中洗替え法による。</p> <p>ただし、<u>2025年適用指針の適用前に企業会計基準適用指針第32号又は企業会計基準適用指針第14号に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができる。</u>この場合に、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に本適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、簿価切下げ後の帳簿価額を取得原価として当期中会計期間末に期中切放し法を適用する。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>	<p><b>棚卸資産</b> <b>(棚卸資産の簿価切下げに係る方法)</b></p> <p>7. 期中会計期間末における棚卸資産の簿価切下げについては、期中洗替え法による。</p> <p>ただし、<u>本適用指針の適用前に企業会計基準適用指針第32号又は企業会計基準適用指針第14号に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができる。</u>この場合に、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に本適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、簿価切下げ後の帳簿価額を取得原価として当期中会計期間末に期中切放し法を適用する。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p>72. <u>2025年適用指針の適用時期は、2025年に公表された会計基準(以下「2025年会計基準」という。)</u>と同様とする。</p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p>72. <u>本適用指針の適用時期は、会計基準と同様とする。</u></p>
<p><u>72-2. 20XX年に改正された本適用指針(以下「20XX年改正適用指針」という。)</u>の適用時期は、<u>20XX年改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
と同様とする。	
<p><b>経過措置</b></p> <p>73. 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法が原則とされた（第4項及び第7項参照）ことに伴い、当該方法を期中洗替え法に変更する場合、<u>2025年適用指針の適用初年度においては、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用する。</u></p>	<p><b>経過措置</b></p> <p>73. 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法が原則とされた（第4項及び第7項参照）ことに伴い、当該方法を期中洗替え法に変更する場合、<u>本適用指針の適用初年度においては、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用する。</u></p>
<p>73-2. <u>20XX年改正適用指針の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>73-3. <u>20XX年改正会適用指針の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>期中財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p>従来の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定め及び考え方を引き継いだもの</p> <p>(企業会計基準適用指針第14号の定め及び考え方を引き継いだもの)</p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>期中財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p>従来の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定め及び考え方を引き継いだもの</p> <p>(企業会計基準適用指針第14号の定め及び考え方を引き継いだもの)</p>

公開草案	現行
<p>BC3. また、<u>2025年適用指針</u>では、債権について、企業会計基準適用指針第14号の考え方を取り入れた企業会計基準適用指針第32号の考え方を引き継いでおり、企業会計基準適用指針第32号では、企業会計基準適用指針第14号の結論の背景の第83項を参照する記載としていた。</p>	<p>BC3. また、<u>本適用指針</u>は、債権について、企業会計基準適用指針第14号の考え方を取り入れた企業会計基準適用指針第32号の考え方を引き継いでおり、企業会計基準適用指針第32号では、企業会計基準適用指針第14号の結論の背景の第83項を参照する記載としていた。</p>
<p>BC4-2. <u>前項に記載した企業会計基準適用指針第14号の結論の背景のうち、第83項に関して、20XX年改正の金融商品会計基準（以下「20XX年改正金融商品会計基準」という。）において予想信用損失モデルを導入し、これに伴い、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとした。このため、20XX年改正適用指針では、企業会計基準適用指針第14号第83項の考え方を引き継いでいない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>(企業会計基準適用指針第32号及び企業会計基準適用指針第14号以外の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定め及び考え方を引き継いだもの)</b></p> <p>BC6. 本適用指針第14項及び第21項は、次の企業会計基準適用指針の定めを引き継いでいる。</p> <p>(1) のれん (<u>2025年</u>会計基準公表前の結合分離適用指針第76項(1))</p> <p>(2) 企業結合日に認識された繰延税金資産及び繰延税金負債への取得原価の配分額の見直し (<u>2025年</u>会計基準公表前の結合分離適用指針第74項)</p>	<p><b>(企業会計基準適用指針第32号及び企業会計基準適用指針第14号以外の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定め及び考え方を引き継いだもの)</b></p> <p>BC6. 本適用指針第14項及び第21項は、次の企業会計基準適用指針の定めを引き継いでいる。</p> <p>(1) のれん (会計基準公表前の結合分離適用指針第76項(1))</p> <p>(2) 企業結合日に認識された繰延税金資産及び繰延税金負債への取得原価の配分額の見直し (会計基準公表前の結合分離適用指針第74項)</p>
<p><b>退職給付に係る負債</b></p>	<p><b>退職給付に係る負債</b></p>

公開草案	現行
<p>BC7. 本適用指針第 26 項から第 28 項は、<u>2025 年会計基準公表前の企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」</u>（以下「退職給付適用指針」という。）第 74 項の考え方を引き継いでいる。<u>2025 年会計基準公表前の退職給付適用指針の結論の背景では、次のとおり記載されていた。</u></p> <p>（略）</p>	<p>BC7. 本適用指針第 26 項から第 28 項は、<u>会計基準公表前の企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」</u>（以下「退職給付適用指針」という。）第 74 項の考え方を引き継いでいる。会計基準公表前の退職給付適用指針の結論の背景では、次のとおり記載されていた。</p> <p>（略）</p>
<p><b>本適用指針で個別に検討したもの</b>  <b>（債 権）</b>  <b><u>信用減損していない債権等の予想信用損失の算定における簡便的な会計処理</u></b></p> <p>BC10. <u>2025 年適用指針においては、前項の経過措置として認めていた</u> 取扱いでは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）上は決算日以外の期中の特定の日において算定した基準等を使用することとなるが、当該取扱いが期中会計期間末における一般債権の貸倒見積高の簡便的な見積方法であることを踏まえ、前年度の貸倒実績率等から著しく変動したことにより期中において貸倒実績率等の合理的な基準の見直しが行われている場合には、見直しを行った後の期中会計期間末において当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準の使用を認めることとしていた。</p>	<p><b>本適用指針で個別に検討したもの</b>  <b>（債 権）</b>  <b><u>一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理</u></b></p> <p>BC10. 前項の経過措置として認めていた取扱いでは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）上は決算日以外の期中の特定の日において算定した基準等を使用することとなるが、当該取扱いが期中会計期間末における一般債権の貸倒見積高の簡便的な見積方法であることを踏まえ、前年度の貸倒実績率等から著しく変動したことにより期中において貸倒実績率等の合理的な基準の見直しが行われている場合には、見直しを行った後の期中会計期間末において当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準の使用を認めることとした（<u>本適用指針第 3 項参照</u>）。</p>
<p>BC10-2. <u>20XX 年改正金融商品会計基準において予想信用損失モデルを導入し、これに伴い、一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理の前提となっていた一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとした。</u></p>	<p>（新 設）</p>

公開草案	現行
<p><u>これを受けて、20XX年改正金融商品会計基準適用後も、期中財務諸表において一般債権に対する貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理と同様の簡便的な会計処理の定めを設けるかどうかについて検討を行った。検討の結果、期中財務諸表においては開示の迅速性が求められる点と予想信用損失には様々な算定方法が考えられる点とを考慮して、簡便的な会計処理の定めを設けることとした（本適用指針第3項参照）。</u></p> <p><u>具体的には、予想信用損失の算定方法には様々な方法が考えられることから特定の算定方法を前提とした定めとはせず、期中会計期間末における信用減損していない債権等に対する予想信用損失の算定においては、前年度末から状況が著しく変動していないと考えられる場合には、期中会計期間末において、前年度末の決算において使用した仮定等を使用することができることとした（本適用指針第3項(1)参照）。</u></p> <p><u>また、状況に著しい変動があり仮定等の見直しを行った場合、その後の期中会計期間末において、当該見直し後の状況が著しく変動していないと考えられるときは、当該見直し後の仮定等を使用することができることとした（本適用指針第3項(2)参照）。</u></p>	
<p><u>BC10-3. 第3項(1)及び(2)のいずれの場合においても、「状況が著しく変動していないと考えられる」の要件については、各企業の状況に照らして総合的に判断することになると考えられる。</u></p> <p><u>ここで、予想信用損失の算定方法には様々な方法が考えられるものの、貸倒実績率に一定の調整を加えた率等（以下「調整後貸</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p>倒実績率等」という。)により算定する方法も状況に応じては適切な方法の1つと考えられる。例えば、前年度の財務諸表の作成において調整後貸倒実績率等を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、信用減損していない債権等の調整後貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した調整後貸倒実績率等から著しく変動していないと考えられる場合には、期中会計期間末において、前年度末の決算において使用した調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができると考えられる。</p>	
<p><b>(有価証券)</b> <b>有価証券の減損処理</b></p> <p>BC16. 前2項を踏まえ、本適用指針では、次の取扱いとすることとした(第4項参照)。</p> <p>(1) <u>2025年適用指針の適用前</u>から期中会計期間末において切放し法を適用していた場合には、例外的に継続適用を認める。</p> <p>(2) 期中会計期間末において期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>	<p><b>(有価証券)</b> <b>有価証券の減損処理</b></p> <p>BC16. 前2項を踏まえ、本適用指針では、次の取扱いとすることとした(第4項参照)。</p> <p>(1) <u>本適用指針の適用前</u>から期中会計期間末において切放し法を適用していた場合には、例外的に継続適用を認める。</p> <p>(2) 期中会計期間末において期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>
<p><b>(棚卸資産)</b> <b>棚卸資産の簿価切下げに係る方法</b></p> <p>BC19. 本適用指針では、BC13項と同様の理由により、期中洗替え法を原則とした。また、BC14項及びBC15項と同様の理由により、次の取扱いとすることとした(第7項参照)。</p> <p>(1) <u>2025年適用指針の適用前</u>から期中会計期間末において切</p>	<p><b>(棚卸資産)</b> <b>棚卸資産の簿価切下げに係る方法</b></p> <p>BC19. 本適用指針では、BC13項と同様の理由により、期中洗替え法を原則とした。また、BC14項及びBC15項と同様の理由により、次の取扱いとすることとした(第7項参照)。</p> <p>(1) <u>本適用指針の適用前</u>から期中会計期間末において切放し</p>

公開草案	現行
<p>放し法を適用していた場合には、例外的に継続適用を認める。</p> <p>(2) 期中会計期間末において期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>	<p>法を適用していた場合には、例外的に継続適用を認める。</p> <p>(2) 期中会計期間末において期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>
<p><b>(役員賞与)</b></p> <p>BC20. 2025 年会計基準公表前の企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」第 14 項では、「役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため中間会計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、中間会計期間においては、費用処理しないことができる。」としていた。期中財務諸表においても、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため事業年度の業績等が確定していない点は、同様と考えられることから、期首からの累計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、期中財務諸表においては、費用処理しないことができることとした（本適用指針第 15 項参照）。</p>	<p><b>(役員賞与)</b></p> <p>BC20. 会計基準公表前の企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」第 14 項では、「役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため中間会計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、中間会計期間においては、費用処理しないことができる。」としていた。期中財務諸表においても、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため事業年度の業績等が確定していない点は、同様と考えられることから、期首からの累計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、期中財務諸表においては、費用処理しないことができることとした（本適用指針第 15 項参照）。</p>
<p><b>(期中連結財務諸表上の会計処理)</b></p> <p><b>未実現損益の消去における簡便的な会計処理</b></p> <p>BC22. 企業会計基準適用指針第 32 号では、<u>四半期財務諸表と同様に開示の迅速性の観点</u>を踏まえ、前項(1)及び(2)の方法は認めていたが、前項(3)については本適用指針 BC9 項と同様の理由により、経過措置として認めていた。</p>	<p><b>(期中連結財務諸表上の会計処理)</b></p> <p><b>未実現損益の消去における簡便的な会計処理</b></p> <p>BC22. 企業会計基準適用指針第 32 号では、<u>一般債権の貸倒見積高の算定と同様の理由</u>により、前項(1)及び(2)の方法は認めていたが、前項(3)については本適用指針 BC9 項と同様の理由により、経過措置として認めていた。</p>

公開草案	現行
<p>当該経過措置として認めていた取扱いは、金融商品取引法上は決算日以外の期中の特定の日において算定した基準等を使用することとなるが、当該取扱いが期中会計期間末における損益率の簡便的な見積方法であることを踏まえ、期中において損益率の見直しが行われている場合には、見直しを行った後の期中会計期間末において見直した損益率や見直し後の合理的な予算制度に基づいて算定された損益率の使用を認めることとした（本適用指針第 31 項参照）。</p>	<p>当該経過措置として認めていた取扱いは、金融商品取引法上は決算日以外の期中の特定の日において算定した基準等を使用することとなるが、当該取扱いが期中会計期間末における損益率の簡便的な見積方法であることを踏まえ、期中において損益率の見直しが行われている場合には、見直しを行った後の期中会計期間末において見直した損益率や見直し後の合理的な予算制度に基づいて算定された損益率の使用を認めることとした（本適用指針第 31 項参照）。</p>
<p><b>開 示</b>  <b>従来の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定め及び考え方を引き継いだもの</b>  <b>（企業会計基準適用指針第 32 号及び企業会計基準適用指針第 14 号以外の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定め及び考え方を引き継いだもの）</b>  <b>時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更する場合</b>            BC26. 本適用指針第 35 項は、<u>2025 年</u>会計基準公表前の時価算定会計基準第 10 項の定めを引き継いでいる。</p>	<p><b>開 示</b>  <b>従来の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定め及び考え方を引き継いだもの</b>  <b>（企業会計基準適用指針第 32 号及び企業会計基準適用指針第 14 号以外の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定め及び考え方を引き継いだもの）</b>  <b>時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更する場合</b>            BC26. 本適用指針第 35 項は、<u>会計基準</u>公表前の時価算定会計基準第 10 項の定めを引き継いでいる。</p>
<p><b>期首からの累計期間の 1 株当たり期中純損益及び潜在株式調整後 1 株当たり期中純利益の算定期間</b>            BC27. 本適用指針第 52 項は、<u>2025 年</u>会計基準公表前の企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「1 株当たり当期純利益適用指針」という。）第 37-2 項の定め並びに第 62 項及び第 63-2 項の考え方を引き継いでい</p>	<p><b>期首からの累計期間の 1 株当たり期中純損益及び潜在株式調整後 1 株当たり期中純利益の算定期間</b>            BC27. 本適用指針第 52 項は、<u>会計基準</u>公表前の企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「1 株当たり当期純利益適用指針」という。）第 37-2 項の定め並びに第 62 項及び第 63-2 項の考え方を引き継いでい</p>

公開草案	現行
<p>る。<u>2025 年会計基準公表前の 1 株当たり当期純利益適用指針の結論の背景では、次のとおり記載されていた。</u> (略)</p>	<p>計基準公表前の 1 株当たり当期純利益適用指針の結論の背景では、次のとおり記載されていた。 (略)</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p><u>BC31-2. 20XX 年の本適用指針の改正は、20XX 年の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、20XX 年改正適用指針の適用時期は 20XX 年改正金融商品会計基準の適用時期と同様とした(本適用指針第 72-2 項参照)。</u></p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>(新 設)</p>
<p><b>経過措置</b></p> <p>BC32. <u>2025 年適用指針の適用に伴い、有価証券の減損処理又は棚卸資産の簿価切下げに係る方法を切放し法から期中洗替え法に変更する場合、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用するときは、過去の期中会計期間に行った切放し法による計算を期中洗替え法により再計算することとなる。過去の期中会計期間について有価証券の銘柄ごと、又は棚卸資産の品目ごとに再計算することの実務負担を考慮し、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法に変更する場合、<u>2025 年適用指針の適用初年度においては、遡及適用をせず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした(第 73 項参照)。</u></u></p>	<p><b>経過措置</b></p> <p>BC32. <u>本適用指針の適用に伴い、有価証券の減損処理又は棚卸資産の簿価切下げに係る方法を切放し法から期中洗替え法に変更する場合、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用するときは、過去の期中会計期間に行った切放し法による計算を期中洗替え法により再計算することとなる。過去の期中会計期間について有価証券の銘柄ごと、又は棚卸資産の品目ごとに再計算することの実務負担を考慮し、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法に変更する場合、<u>本適用指針の適用初年度においては、遡及適用をせず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした(第 73 項参照)。</u></u></p>
<p><u>BC32-2. 20XX 年改正適用指針の適用初年度においては、適用初年度の</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<u>期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとし（第 73-2 項参照）、また、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことは要しないこととした（第 73-3 項参照）。</u>	

以 上